

別添5 肉用牛流通多様化推進事業

第1 事業の内容

公募団体のうち、全国の区域において肉用牛の流通多様化を推進する団体（以下「公募団体E」という。）は、生産者が多様な購入先から肉用牛を導入できるよう、遠隔地からの肉用牛導入をサポートする仕組みを構築するため、次に掲げる事業を行うものとする。

1 データベース構築のための検討会の開催

遠隔地の生産者に代わって家畜市場での取引を行う家畜商等（以下「代理人」という。）に関するデータベースを構築するための検討会の開催、調査及び情報の収集等

2 代理人に関するデータベースの構築、利用環境の整備

出荷された牛の系統など地域ごとの家畜市場の特徴、当該市場で代理人が行う取引の実績や購買家畜の選定方法、家畜の輸送方法等代理人に関するデータベースの構築、データベースへの情報の登録、構築したデータベースを生産者等が利用できるようにするための環境の整備及び管理

3 データベース利用の普及啓発

普及啓発資料の作成・配布、PR活動の実施

第2 事業の実施

1 事業の委託

公募団体Eは、第1の事業の一部を理事長が適当と認める者に委託して行うことができるものとする。この場合、当該委託については、委託契約を締結するものとする。

2 事業の実施期間

この事業の事業実施期間は、令和5年度とする。

第3 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、公募団体Eが第1に規定する事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

第4 補助金交付の手続等

1 補助金の交付申請

公募団体Eは、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに別紙様式第1号の肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛流通多

様化推進事業) 補助金交付申請書を理事長に提出するものとする。

2 事業の変更承認申請

公募団体Eは、補助金交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合には、あらかじめ別紙様式第2号の肉用牛経営安定対策補完事業(肉用牛流通多様化推進事業) 補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30%を超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

3 補助金の概算払

- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として、補助金の概算払をすることができるものとする。
- (2) 公募団体Eは、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第3号の肉用牛経営安定対策補完事業(肉用牛流通多様化推進事業) 補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

第5 事業の実績報告

公募団体Eは、別紙様式第4号の肉用牛経営安定対策補完事業(肉用牛流通多様化推進事業) 実績報告書を作成し、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに理事長に提出するものとする。

第6 消費税及び地方消費税の取扱い

1 補助金交付申請書提出時の取扱い

公募団体Eは、機構に対して第4の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

2 事業実績等の報告時の取扱い

公募団体Eは、1のただし書により申請をした場合において、第5の事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 消費税等相当額が確定した場合の取扱い

公募団体Eは、1のただし書により申請をした場合において、第5の事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第5号の肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛流通多様化推進事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合（公募団体Eの仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。）であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第7 事業の推進指導等

公募団体Eは、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県との連携に努め、この事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

第8 帳簿等の整備保管等

- 1 公募団体Eは、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。
- 2 前項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿及び関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。
- 3 理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について、必要に応じ、公募団体Eに対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。

第10 電子情報処理組織による申請等

- 1 公募団体Eは、第4の1の規定による交付申請、第4の2の規定による変更承認申請、第4の3の（2）の規定による概算払請求、第5の規定による

実績報告及び第6の3の規定による仕入れに係る消費税等相当額報告（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「共通申請サービス」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、共通申請サービスを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本実施要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書類について、当該書類の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

- 2 公募団体Eは、1の規定により交付申請等を行う場合は、本実施要綱の様式の定めにかかわらず、共通申請サービスにより提供する様式によるものとする。
- 3 理事長は、1の規定により交付申請等を行った公募団体Eに対する通知、承認、指示及び命令については、公募団体Eが書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、共通申請サービスを使用する方法により行うことができる。
- 4 公募団体Eが2の規定により共通申請サービスを使用する方法により交付申請等を行う場合は、共通申請サービスのサービス提供者が別に定める共通申請サービスの利用に係る規約に従わなければならない。

(別表)

事業の種類	補助対象経費	補助率 又は額
1 データベース構築のための検討会の開催	検討会の開催、調査、情報の収集に要する経費	定額
2 代理人（家畜商等）に関するデータベースの構築、利用環境の整備	データベースの構築、情報の登録、利用環境の整備及び管理に要する経費	定額
3 データベース利用の普及啓発	普及啓発資料の作成・配布、PR活動の実施に要する経費	定額
4 事業の推進指導等	1 から 3 までの事業を円滑に実施するための推進指導等に要する経費	定額

別紙様式第1号

令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛流通多様化推進事業）
補助金交付申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名

令和 年度において肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛流通多様化推進事業）
を下記のとおり実施したいので、肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱別添5の第
4の1の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申
請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛流通多様化推進事業）実施計画」
のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
1 データベース構築のための検討会の開催				
2 代理人に関するデータベースの構築、利用環境の整備				
3 データベース利用の普及啓発				
4 事業の推進指導等				
計				

(注) 事業の一部を委託して実施する場合は、区分ごとに事業費の欄にその委託費の額を () 書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

4 事業実施期間

- (1) 事業着手年月日 年 月 日
 (2) 事業完了予定年月日 年 月 日

5 添付書類

- (1) 定款
 (2) 最近時点の業務報告書及び業務計画書

(注) 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙 肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛流通多様化推進事業）実施計画

1 データベース構築のための検討会の開催 (単位：円)

時期	場所	回数	対象範囲	内容	事業費	積算基礎
計						

2 データベースの構築、利用環境の整備 (単位：円)

時期	方法	内容	事業費	積算基礎
計				

3 データベース利用の普及啓発 (単位：円)

時期	内容	配布先	事業費	積算基礎	備考
計					

4 事業の推進指導等 (単位：円)

時期	内容	事業費	費目	積算基礎	備考
計					

※「費目」は、会場借料、諸謝金及び原稿料、旅費、賃金、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費及び技術指導事務費等とし、「積算基礎」に参加人数等の詳細を記載すること。

別紙様式第2号

令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛流通多様化推進事業）
補助金交付変更承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛流通多様化推進事業）の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱別添5の第4の2の規定に基づき申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業の内容
別紙「肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛流通多様化推進事業）実施計画」
のとおり
- 3 事業に要する経費の配分及び負担区分

（注）2及び3については、別紙様式第1号に準じ、変更部分が容易に対照できるよう変更前を（ ）書で上段に、変更後をその下段に記載すること。

別紙様式第3号

令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛流通多様化推進事業）
補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛流通多様化推進事業）について、下記のとおり金円を概算払により交付されたく、肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱別添5の第4の3の（2）の規定に基づき申請します。

記

1 概算払請求額

区分	交付決定		事業費遂行状況 (令和年月日現在)			既概算 払受領額	今回概算払 請求額	令和年月 日まで予 定出来高	残額
	事業費	機構補助金	事業費	機構補助金	事業費出来高				
	①	②	③		③/①	④	⑤	(④+⑤)/ ②	②-④- ⑤
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
合計									

(注) それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費の概算払必要額の積算根拠として月別の支出実績及び支出計画を添付すること。

2 振込先金融機関名等

金融機関名
預金種類
口座番号
口座名義

別紙様式第4号

令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛流通多様化推進事業）
実績報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛流通多様化推進事業）について、下記のとおり実施したので、肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱別添5の第5の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円を支払われたく請求します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
別紙「肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛流通多様化推進事業）実績報告書」

- 3 事業に要した経費の配分及び負担区分

- 4 事業に係る精算額

(単位：円)

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求

- 5 事業実施期間

- (1) 事業着手年月日 年 月 日
- (2) 事業完了年月日 年 月 日

- 6 振込先金融機関名等
金融機関名
預金種類
口座番号
口座名義

- 注1 1～3については、別紙様式第1号に準じて作成すること。
2 3について、実績額の上段に計画額を（ ）書きし、計画と実績が比較できるようにすること。
3 事業の一部を委託して実施した場合は、区分ごとに事業費の欄にその委託費の額を（ ）書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

別紙様式第5号

令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛流通多様化推進事業）
に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で交付決定通知のあった肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛流通多様化推進事業）補助金について、肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱別添5の第6の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。
（なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還します。
（返還がある場合、記載すること））

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額（令和 年 月 日付け 農畜機第 号による補助金額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、公募団体等が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）

- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・公募団体等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[]

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、公募団体等が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・公募団体等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料